

## 第1章 保存活用計画の沿革と目的

### 第1節 計画改訂の沿革

特別史跡熊本城跡は、すでに昭和2年（1927）には宇土櫓及び長堀の修理が行われ、昭和8年（1933）に城域が史跡に、宇土櫓等13の建造物が国宝に指定されており、早くから文化財としての価値が認識されていた。一方で、明治期から戦後まで主に軍用施設として利用され、その後昭和23年（1948）には熊本城の公園化計画が立てられ、公園化が進むとともに、国・県・市の公共施設や教育施設をはじめ、民間の施設も多く建設されるなど周辺の様子は大きく変化してきた。

こうした環境の変化に対応し、国の重要な史跡である熊本城跡を確実に後世へと継承していくため、昭和57年（1982）に「特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書」を刊行し、史跡の保存管理や復元整備事業等を進めてきた。絵図や文献史料等を基に櫓・門等の復元整備を行い、特に築城400年を記念して平成20年（2008）に復元整備された本丸御殿大広間には、当時年間222万人もの観光客が訪れ、文化財を活用した観光交流事業の成功例として全国の注目を浴びた。一方で、復元整備の在り方について国から指摘を受けたことから、特別史跡熊本城跡について専門的に調査研究する機関の設置が必要と判断し、平成25年（2013）10月に熊本城調査研究センターを創設した。

策定から30年以上が経過し、このような現況に即した内容の見直しが必要であるとともに、多様な社会的要請にも応えるため、「特別史跡熊本城跡保存管理計画」を「特別史跡熊本城跡保存活用計画」として改訂することとした。

### 第2節 計画改訂の目的

保存活用計画とは、文化財の本質的価値と構成要素を明らかにし、適切に保存・活用するための基本方針を定めるものである。現在、国による文化財保護制度の見直しが進められているが、この中でも、文化財の次世代への継承のためには、活用による理解の促進が必要であり、保存と活用の好循環を創り上げていくことが重要であるとされている。保存活用計画においても、文化財の基本的な情報を把握した上で適切な修理・管理等保存の方法を検討するとともに、それによって維持される文化財の価値を地域に生活する人々が享受できる活用の方法を模索し、文化財の維持継承を図る視点が重要である。

本計画では、上記を踏まえ文化財の確実な継承を図るため、これまでの調査研究の成果を踏まえつつ、文化財としての熊本城跡の本質的な価値とそれを構成する諸要素を再確認し、その上でより適切な保存・管理の在り方や現状変更等の取扱基準を定めるとともに、その価値を損なうことなく、地域の文化や経済振興の核として、多様な社会的要請に対応できる活用・整備の方向性を示すことを目的とする。

### 第3節 計画改訂の体制と経過

#### 1 部会の設置

計画策定部会は「特別史跡熊本城跡保存活用委員会運営要綱」に基づき設置した専門部会である。委員は、建築や史跡、歴史等の有識者や地元地域の方で構成される。委員構成は下記のとおりである。

##### <平成23・24年度 委員>

| 氏 名    | 専 門       | 所属・役職等          |
|--------|-----------|-----------------|
| 伊東 麗子  | 植物        | 樹木医             |
| 今村 克彦  | 考古        | 熊本県文化財保護審議会委員   |
| 斎藤 英俊  | 日本建築史     | 京都女子大学教授        |
| 千田 嘉博  | 城郭考古学     | 奈良大学教授          |
| 田中 哲雄  | 史跡（石垣・城郭） | 日本城郭研究センター名誉館長  |
| 松本 寿三郎 | 歴史        | 元熊本大学教授         |
| 吉丸 良治  | 文化一般      | くまもと城下のまちづくり協議会 |

(50音順・敬称略)

#### ■オブザーバー

文化庁記念物課 佐藤正知主任調査官（H24 第1回）

熊本県教育庁文化課 岡本真也主幹（H24 第2・第3回）

木庭真由子主任学芸員（H24 第1～3回）

##### <平成25・26年度 委員>

| 氏 名    | 専 門       | 所属・役職等         |
|--------|-----------|----------------|
| *平井 聖  | 日本建築史     | 昭和女子大学特任教授     |
| 伊東 麗子  | 植物        | 樹木医            |
| 今村 克彦  | 考古        | 熊本県文化財保護審議会委員  |
| 千田 嘉博  | 城郭考古学     | 奈良大学学長         |
| 田中 哲雄  | 史跡（石垣・城郭） | 日本城郭研究センター名誉館長 |
| 松本 寿三郎 | 歴史        | 元熊本大学教授        |
| 毛利 秀士  | 地元地域      | 一新校区自治協議会会長    |
| 渡辺 勝彦  | 日本建築史     | 日本工業大学名誉教授     |

\*は、特別史跡熊本城跡保存活用委員会委員長

(50音順・敬称略)

#### ■オブザーバー

文化庁記念物課 佐藤正知主任調査官（H26 第1回）

熊本県教育庁文化課 村崎孝宏課長補佐（全回）

木庭真由子主任学芸員（H25 第1・2回、H26 第1・2回）

＜平成 27・28 年度 委員＞

| 氏 名    | 専 門       | 所属・役職等                 |
|--------|-----------|------------------------|
| *平井 聖  | 日本建築史     | 昭和女子大学特任教授             |
| 伊東 麗子  | 植物        | 樹木医                    |
| 今村 克彦  | 考古        | 熊本県文化財保護審議会委員          |
| 千田 嘉博  | 城郭考古学     | 奈良大学学長                 |
| 田中 哲雄  | 史跡（石垣・城郭） | 日本城郭研究センター名誉館長         |
| 西嶋 公一  | 地域活性化     | 熊本経済同友会 熊本の価値創造委員会副委員長 |
| 松本 寿三郎 | 歴史        | 元熊本大学教授                |
| 毛利 秀士  | 地元地域      | 一新校区自治協議会会長            |
| 吉田 純一  | 日本建築史     | 福井工業大学工学部建築土木工学科教授     |

\*は、特別史跡熊本城跡保存活用委員会委員長

(50 音順・敬称略)

■オブザーバー

文化庁記念物課 佐藤正知主任調査官（H27 第 1 回）

五島昌也調査官（H28 第 1 回・第 2 回）

黒坂貴裕調査官（H28 第 2 回）

能登原孝道研修生（H28 第 2 回）

熊本県教育庁文化課 村崎孝宏課長補佐（H27 第 3 回、H28 第 1 回・第 2 回）

長谷部善一主幹（H27 第 2 回）

木庭真由子主任学芸員（H27 第 1 ～ 3 回）

＜平成 29 年度 委員＞ ※平成 29 年度は部会の開催なし

| 氏 名   | 専 門       | 所属・役職等                 |
|-------|-----------|------------------------|
| *平井 聖 | 日本建築史     | 昭和女子大学特任教授             |
| 伊東 麗子 | 植物        | 樹木医                    |
| 今村 克彦 | 考古        | 熊本県文化財保護審議会委員          |
| 千田 嘉博 | 城郭考古学     | 奈良大学学長                 |
| 田中 哲雄 | 史跡（石垣・城郭） | 日本城郭研究センター名誉館長         |
| 西嶋 公一 | 地域活性化     | 熊本経済同友会 熊本の価値創造委員会副委員長 |
| 毛利 秀士 | 地元地域      | 一新校区自治協議会会長            |
| 吉田 純一 | 日本建築史     | 福井工業大学工学部建築土木工学科教授     |

\*は、特別史跡熊本城跡保存活用委員会委員長

(50 音順・敬称略)

＜事務局：熊本市＞

## 2 部会の開催状況

計画策定部会は、「平成 22 年度第 1 回特別史跡熊本城跡保存活用委員会」(平成 22 年〔2010〕8 月 3 日開催)において、専門部会(計画策定部会)を設置して協議することとなり、平成 23 年度から下記のとおり開催した。

|          |       |                   |                                                                                                                                                                         |
|----------|-------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23 年度 | 第 1 回 | 平成 23 年 11 月 4 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存管理計画改訂の流れと現在までの経過の報告</li> <li>・計画の見直しに向けての検討事項</li> <li>・城域についての検討</li> <li>・計画の地区区分について</li> <li>・計画策定のスケジュールについて</li> </ul> |
|          | 第 2 回 | 平成 24 年 2 月 2 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区区分(案)の再提示</li> <li>・地区ごとの保存管理方針(案)</li> <li>・国指定史跡追加指定の見直し(案)について</li> <li>・史跡等の構成要素の整理と明確化</li> </ul>                        |
| 平成 24 年度 | 第 1 回 | 平成 24 年 7 月 31 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ごとの史跡としての構成要素の整理と明確化</li> <li>・史跡拡大と用地取得の計画について</li> </ul>                                                                    |
|          | 第 2 回 | 平成 24 年 12 月 15 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定対象地域の再確認</li> <li>・地区区分の再確認</li> <li>・史跡の追加指定について</li> <li>・復元整備等の対象年代設定について</li> <li>・三の丸地区の保存管理について</li> </ul>            |
|          | 第 3 回 | 平成 25 年 3 月 5 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ごとの歴史的変遷と性格</li> <li>・基礎資料と構成要素の整理</li> <li>・「熊本城の管理に関する取扱要領」について(現状変更等)</li> </ul>                                           |
| 平成 25 年度 | 第 1 回 | 平成 26 年 1 月 31 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本城跡の構成要素の整理について</li> <li>・地区区分ごとの構成要素の整理と明確化について</li> <li>・追加指定及び公有化について</li> </ul>                                            |
|          | 第 2 回 | 平成 26 年 2 月 24 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本城跡の構成要素の再整理について</li> <li>・地区区分ごとの保存管理方針について</li> </ul>                                                                        |

|                |       |                   |                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|-------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成<br>26<br>年度 | 第 1 回 | 平成 26 年 9 月 2 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の保存管理方針について</li> <li>・構成要素ごとの保存管理方針について</li> <li>・建造物の保存管理</li> <li>・緑の保存管理</li> <li>・現状変更等取扱基準について</li> </ul>                                                        |
|                | 第 2 回 | 平成 26 年 12 月 2 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存管理の基本方針</li> <li>・保存管理の方法</li> <li>・建造物の保存管理（重要文化財建造物の修理履歴、保存管理方針）</li> <li>・緑の保存管理（基本方針、樹木の分類、考え方）</li> <li>・視点場設定図</li> </ul>                                        |
|                | 第 3 回 | 平成 27 年 2 月 9 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡保存整備の基本方針</li> <li>・史跡保存整備の対象年代</li> <li>・地区ごとの史跡保存整備の基本方針</li> </ul>                                                                                                  |
| 平成<br>27<br>年度 | 第 1 回 | 平成 27 年 8 月 5 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成要素ごとの保存管理方針及び地区ごとの構成要素分布一覧</li> <li>・建造物の保存管理</li> <li>・緑の保存管理</li> </ul>                                                                                              |
|                | 第 2 回 | 平成 27 年 11 月 25 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更等の取扱について</li> <li>・追加指定について</li> <li>・公有化について</li> <li>・活用・整備</li> <li>・運営・体制の整備について</li> </ul>                                                                      |
|                | 第 3 回 | 平成 28 年 3 月 7 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更等の取扱について</li> <li>・追加指定について</li> <li>・公有化について</li> <li>・活用・整備</li> <li>・運営・体制の整備について</li> </ul>                                                                      |
| 平成<br>28<br>年度 | 第 1 回 | 平成 28 年 10 月 21 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震による記載内容への影響について</li> <li>・追加指定について</li> <li>・公有化について</li> <li>・防災計画について</li> <li>・活用・整備について</li> </ul>                                                               |
|                | 第 2 回 | 平成 29 年 3 月 2 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ごとの現状変更等の取扱基準一覧表</li> <li>・追加指定</li> <li>・防災計画</li> <li>・活用整備</li> <li>・「平成 28 年（2016 年）熊本地震」による被害の概要</li> <li>・現状変更等手続きフロー図</li> <li>・公有化</li> <li>・スケジュール</li> </ul> |

## 第4節 関係法令・計画等

### 1 関係法令

| 関係法令   | 規制区域                              | 許認可・届出等                                     | 対象地               |
|--------|-----------------------------------|---------------------------------------------|-------------------|
| 文化財保護法 | 史跡指定地                             | 現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可                         | 史跡指定地全域           |
|        | 史跡指定地外                            | 周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出及び通知                       | 計画範囲内の周知の埋蔵文化財包蔵地 |
| 都市公園法  | 公園区域全域                            | 公園内行為 等                                     | 都市公園範囲            |
| 建築基準法  | 計画範囲内の建築物                         | 新築・増改築 等                                    | 計画範囲内全域           |
| 都市計画法  | 都市計画区域<br>(第2種住居地域、商業地域、防火・準防火地域) | 建ぺい率、用途 等                                   | 計画範囲内全域           |
| 景観法    | 市域全域                              | 意匠、色彩、高さ 等                                  | 計画範囲内全域           |
| 国有財産法  | 国有地                               | 国有地の管理                                      | 国有地               |
| 河川法    | 河川区域                              | 工作物の設置、土地の形状変更(河川区域)、工作物の新改築、土地の形状変更等の行為の許可 | 史跡指定地内及び計画範囲内の河川  |

### 2 関係計画等

本計画の改訂においては、本市の関係計画との整合を図る。また、本計画の見直しを行う際には、本市の関係計画の策定・改訂にも留意し、齟齬を生じることのないよう留意する必要がある。

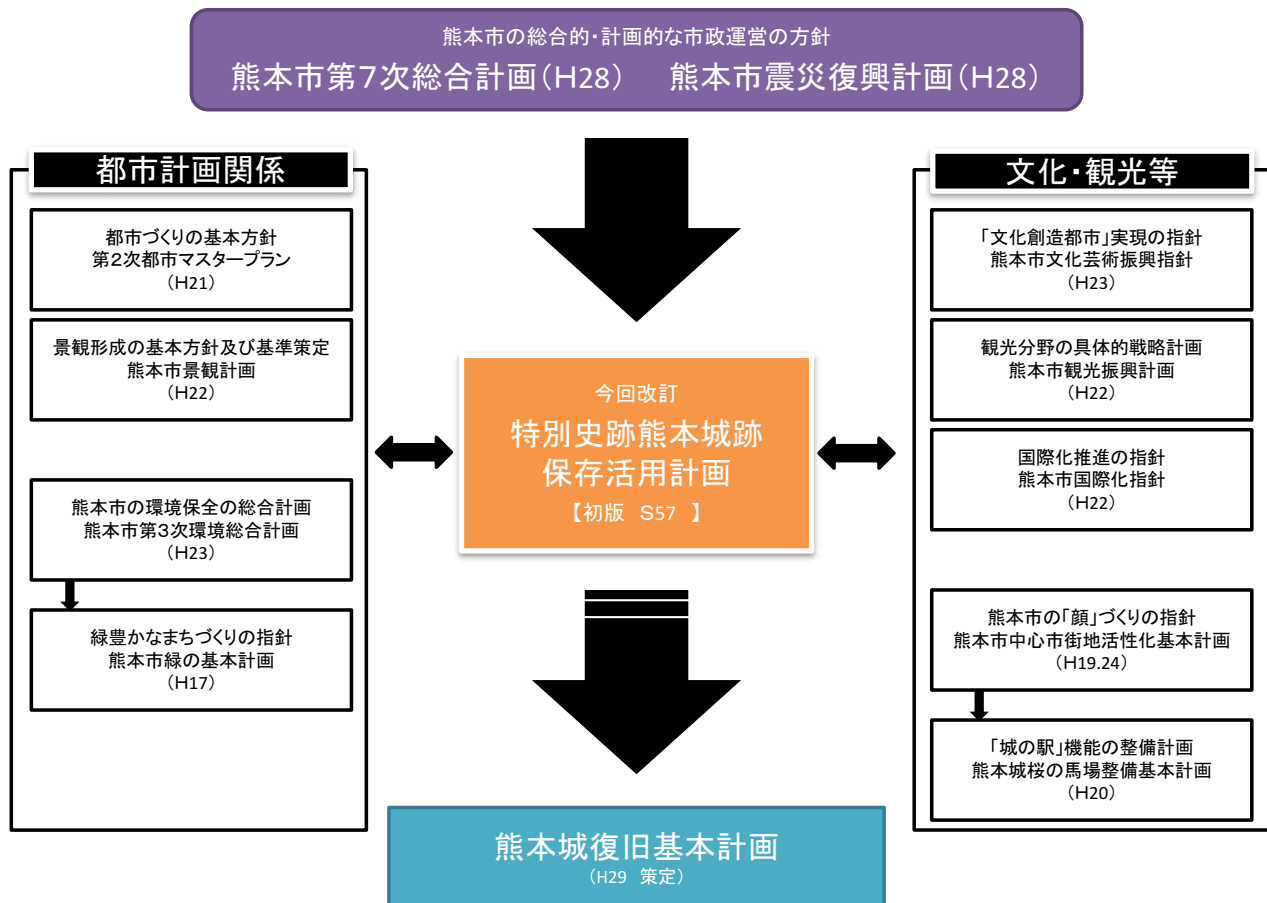


図 1 関係計画図

## 第 5 節 計画期間及び見直しと進行管理

### 1 計画期間及び見直し

熊本城跡を構成する諸要素及びその背景には、時間経過や事業の実施、自然災害等によって変化するものもあり、それらに応じた諸要素の評価や保存管理の方法等の見直しが必要となる。

一方、変化の見落としや対応の遅れを予防するために、定期的な見直しも想定しておく必要があり、こうした見直しと改訂の作業を通じて、より適切な保存活用計画として進化していくものとする。

このため、本計画の計画期間を概ね 30 年程度とし、10 年を目処に見直しを図ることとする。また、この間も随時見直しを行い、必要に応じて適宜改訂を行う。特に、今後、文化財保護法の改正が見込まれており、これに伴い必要が生じた場合には適宜改訂を行うものとする。

見直しにあたっては、特別史跡熊本城跡保存活用委員会において、本計画の改訂の要否やその範囲・方法等を審議することとする。

## 2 進行管理

熊本市は、本計画に掲げる事項を効率的かつ効果的に推進するため、計画の継続的な進行管理を行い、特別史跡熊本城跡保存活用委員会に報告を行うこととする。